

## ウイズランニング実行委員会会則

### (名称及び設立)

第1条 この会は、ウイズランニング実行委員会(以下「本会」といいます。

本会は平成30年1月11日に設立されました。

### (目的)

第2条 本会は、「走る」ということを通して、有志によるランニングコミュニティ構築の場の提供、そしてランニング大会を提供する事によって、ランナーの自己目標達成を応援します。また、「走る」ことを通して大切な人との絆を深め、「走る」ことを楽しむことを通じて、健康増進及びスポーツの振興に寄与することを目的とします。

### (業務)

第3条 本会は、次の各号に掲げる事務をその業務内容とします。

- (1) 大会の企画および運営に関すること。
- (2) 関係団体およびその他関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他大会に関すること。

### (組織)

第4条 本会は、別表に定めるメンバーにて構成をします。

- (1) 構成メンバーに変更等のあった場合は、そのメンバーの業務を引き継ぐメンバーを同時に決定することにより組織運営を行うこととします。
- (2) 本会の目的を達成するため、大会開催地域の住民団体及び関連施設などを大会開催場所決定後において構成メンバーに加えることができるものとします。
- (3) その他本会の目的達成に必要なメンバーについて、本会において必要と認める場合は構成メンバーに加えるものとします。

### (役員)

第5条 本会は前条に定める構成メンバーにより次の役員を互選で選出することとします。

- (1) 実行委員長 1名
  - (2) 実行副委員長 4名以内
- 2 前項に定める役員の任期は、平成30年2月1日から翌年月1末日までとします。ただし、再任を妨げないものとし、役員任期満了後において次期役員が決定するまでの間は、前任役員が職務を執行するものとします。
- 3 大会の開催に関する技術的な指導等を必要とする場合、実行委員において顧問を若干名置くことができるものとします。

(役員の仕事)

第6条 実行委員長は、本会を統括しこれを代表するものとします。

- 2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故があるとき、又は実行委員長が欠けたとき及び実行委員長が業務不能の事情にあるときは、その職務を代理することとします。

(事務局)

第7条 本会の事務を処理するため、事務局を設置します。

- 2 事務局所在地は東京都新宿区北新宿 4-7-18 とします。

(1) 事務局 常勤1名 非常勤1名

- 3 事務局に関し、その他必要な事項は、委員長が別に定めます。

(任務)

第8条 本会の任務は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 事業企画、事業計画、予算計画に関する重要な事項を決議すること。
- (2) 事業報告、決算に関する重要な事項を決議すること。
- (3) 本会則の改正等本会の運営に重要な事項を議決すること。

(経費)

第9条 本会の経費は、大会実施に係る選手参加料、協賛金などの収入をもって充てることとします。

(会計年度等)

第10条 本会の会計年度は毎年2月1日から翌年の1月末日までとします。

- 2 会計は会計担当実行委員が担当します。

(その他)

第11条 本会の役員に関する報酬規程は別途定めます。

第12条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定めます。

以上